

改正

平成29年 3 月29日規則第21号

平成30年 3 月22日規則第 7 号

旭川市中小企業審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第18条第 1 項の規定に基づき設置する旭川市中小企業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び第 4 項の臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び次項の臨時委員の互選によりこれを定める。

4 特別の事項を審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、委員とみなす。

6 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済部経済総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旭川市事務分掌条例施行規則の一部改正)

2 旭川市事務分掌条例施行規則（平成20年旭川市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第13条経済総務課経済企画係の項第3号を次のように改める。

(3) 中小企業審議会に関すること。

附 則（平成29年3月29日規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。